

## 更正決定要旨

被審人(住所) 東京都  
(氏名) A

上記被審人に対する令和6年度(判)第10号金融商品取引法違反審判事件について、令和6年8月27日付け決定に明白な誤りがあるので、下記のとおり更正決定する。

### 記

上記決定の「2 事実及び理由」において「課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書の記載とそれぞれ同一であるから、これらを引用する。」とあるのを「課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実及び法令の適用は、審判手続開始決定書の記載とそれぞれ同一であるから、これらを引用する。また、課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書の別紙2の「ア. 情報受領者の計算による買付け」中、「141円+3,000株」とあるのを「141円×3,000株」と訂正した上で、これを引用する。」と更正する。

令和6年10月9日

金融庁長官 井藤 英樹